

ニセコ町社会教育委員の職務について

1 職 務

社会教育委員の職務

- ア 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - イ 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること。
 - ウ 職務を行うため必要な研究調査を行うこと。
- (社会教育法第17条の抜粋)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問の応じ、これに対して、意見を述べること。
 - (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

2 構 成 定数10名以内

学校教育関係者、ニセコ町スポーツ団体関係者、ニセコ町文化団体関係者、ニセコ町PTA連合会関係者、ボランティア団体代表等、公募委員若干名

3 会 議 年間3～4回の会議を予定しています。

(1回の会議時間は1～2時間程度)

その他、年間2回程度の北海道や後志管内の社会教育委員の研修会についてご案内します。

4 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

5 謝 礼 等 所定の委員報酬などをお支払いします。

6 公 募

(1) 応募要件 ① ニセコ町に在住し、かつ、本町に住所を有する者

② 令和7年4月1日時点で満18歳以上の者

③ 次のいずれかの条件を満たす者

ア 職務遂行のための学識経験のある者

イ 家庭教育の向上に資する活動を行なう者

ウ 学校教育関係の活動を経験した、又は、現在もしている者

エ 社会教育活動を経験した、又は、現在経験している者

(2) 応募申込 所定の用紙「社会教育委員選考申込書」を、令和7年3月14日(金)までにニセコ町教育委員会総合教育課(総合体育館内)へ提出してください。

(3) 委 嘱 委員候補者として名簿に記載し、書類等による審査により教育委員会が委嘱します。名簿に記載されていても委員に委嘱されない場合がありますのでご了承ください。